

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間
の延長に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日、国は1都3県を含む10都県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これを受け県立学校においては、別添の県立学校宛て通知のとおり対応することを決定しました。併せて、埼玉県教育委員会教育長から各市町村教育委員会に対して、別添の市町村教育委員会宛て通知のとおり必要な措置を講じるよう要請しました。

県内の私立学校においても、連日、複数の感染者が発生しており、感染症対策の更なる徹底・継続が必要な状況となっています。

つきましては、私立専修学校及び私立各種学校におかれては、県立学校における対応を参考に、各学校の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請いたします。

私立各種学校のうち幼稚園・小・中学校の課程に類する課程を置く学校におかれては、市町村教育委員会宛て通知を参考に、各学校の実情に応じ必要な措置を講じるよう要請いたします。

また、学生に対して不要不急の外出や旅行、会食の自粛についての注意喚起を行うよう重ねてお願いいたします。

【参考】別添通知

○県立学校宛て通知

令和3年2月4日付け教高指第1992号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会宛て通知

令和3年2月5日付け教義指第935号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562